

- ・ [ユーザーの手元にある過去の規約](#)
 - [1994年6月](#)
 - [1998年8月](#)
 - [1999年8月LC&LIC規約](#)
 - [1999.8はみだし瓦版もくじ](#)
 - [リンククラブ・インターネット\(LI\)](#)
 - [リンククラブ・インターネットコネクション\(LIC\)](#)
 - [LI及びLIC会員規約](#)
 - [2001年5月LI規約](#)
 - [2002～2003年](#)
 - [メモ](#)

ユーザーの手元にある過去の規約

1994年6月

内容からしてLC規約だろうか？

602 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/17(土) 01:14:40 ID:x2Ci6718

1994年6月の会則があった。

以下料金に関係ある箇所抜粋

第3条（会員の資格）

1-省略-

2．会員はLINK CLUB事務局の定める年会費を支払うものとします。

年会費には毎月送られるニューズレターの代金、送料が含まれます。

年会費は、諸事情により変更することがあります。

3．前項の年会費は原則として口座自動振替により支払うものとし、

その支払い時期はLINK CLUB事務局が別途定めるところによるものとします。

第13条（規則の変更）

本規則は、諸事情に応じて、LINK CLUB事務局の責において変更することができます。

今と比べてとても普通だ。

1994年6月の会則を転載（21 cm X 10 cm 両面書き）。

当時はファクス会員もあった。

痕跡から入会時にニューズレターと共に届いた模様（1995年）。

このときの銀行引落し名は「NS アツフ・ルリンク（半角）」年会費1580円だった。

LINK CLUB 会則

第1条（適用の範囲）

このLINK CLUB規則（以下「本規則」といいます）は、LINK CLUB事務局がアップルコンピュータの情報等をLINK CLUB会員（以下「会員」といいます）に提供するサービスについて適用されます。

第2条（LINK CLUB事務局）

本規則に従って、アップルコンピュータの情報の会員に対する提供及びその他会員との交信は、LINK CLUB事務局から行います。会員のアップルコンピュータに対する交信も、LINK CLUB事務局宛行うこととします。

第3条（会員の資格）

1.LINK CLUB事務局に所定の様式で入会を申し込み、これをLINK CLUB事務局が承諾したとき、会員となるものとします。

2.会員はLINK CLUB事務局の定める年会費を支払うものとします。年会費には毎月送られるニューズレターの代金、送料が含まれます。年会費は、諸事情により、変更することがあります。

3.前項の年会費は原則として口座自動振替により支払うものとし、その支払い時期はLINK CLUB事務局が別途定めるところによるものとします。

第4条（LINK CLUBのサービス内容）

1.会員は次のサービス（以下「LINK CLUBサービス」）を受けることができます。

(1) 毎月1回会員の希望に応じて「ニューズレター」が、送付されます。

(2) ニューズレターに記載された情報をファクシミリを用いて引き出すこと

ができます。

(3) その他、LINK CLUB事務局が順次お知らせするサービスを受けることができます。

2.LINK CLUB事務局は、会員のご意見、ご要望を元に、サービスの充実を図っていくことを果たすべく努力を重ねていく責任を要します。

第5条 - 第7条 <ファクシミリ情報に関すること、省略>

第8条（変更の届け出）

会員の氏名、住所、振替口座、等申込み時に届け出た内容に変更があった場合には、LINK CLUB事務局所定の変更通知をLINK CLUB事務局にご提出ください。届け出のない場合、LINK CLUBサービスが受けられなくなることがあります。

第9条（会員資格の有効期間および退会について）

- 1.会員の資格は、会費が振り落とされた日を入会日とし、会員となった日から1カ年有効なものとし、但し、その期間満了までに、LINK CLUB事務局または会員のいずれかにも別段の意思表示のなかった場合には、さらに1年間有効なものとし、以後この例によるものとし、
- 2.会員は、いつでもLINK CLUBから脱会することができます。脱会される場合には、LINK CLUB事務局までご連絡ください。
- 3.LINK CLUB事務局は、やむを得ない状況が生じた場合、会員に事前に通知することにより、LINK CLUBサービスの提供を取り止めることができます。

第10条（LINK CLUBサービスの取り止め）

LINK CLUB事務局は、次のいずれかの場合には、会員に対してLINK CLUBの一部または全部の提供を取り止めることができます。

- 1.支払期日を経過しても会費が支払われなかったとき。
- 2.LINK CLUBが推奨する形式のファクシミリを使用していなかったとき。
- 3.本会則第8条の変更の届け出を行わなかったとき。
- 4.その他、会員が本会則に違反したとき。
- 5.天災、火災、流行病、洪水、地震、暴動、戦争、妨害行為、労働争議、もしくは政府の措置またはその他LINK CLUB事務局の責に帰することができない事由により、LINK CLUBサービスを提供することが困難であるとLINK CLUB事務局が判断したとき。

第11条（免責）

本規則第6条もしくは、前条の各号または第7条第2項に定める事由により会員がLINK CLUBサービスの一部または全部の提供を受けられなかった場合、原則的にアップルコンピュータ及びLINK CLUB事務局は会費の返還及びその他の損害賠償の責は負わないものとします。

第12条（著作権）

- 1.LINK CLUBサービスによって提供された情報に対する著作及びその他の権利はアップルコンピュータ及びLINK CLUB事務局に帰属し、その取り扱い著作権法に準拠します。
- 2.アップルコンピュータおよびLINK CLUB事務局は、LINK CLUBサービスについて提供された情報の内容またはその情報の利用によって損害が生じた場合であっても、公序良俗に反するものでない限り原則的にその責任を負わないものとします。また、LINK CLUB宛に情報提供がされた会社または、各種団体からの情報は、その真偽に関して弊社およびLINK CLUBが基礎的な確認を行ったのち会員に提供しますが、以降、その情報に関する責任は、情報を提供した会社または、各種団体が追うものとします。

第13条（規則の変更）

本規則は、諸事情に応じて、LINK CLUB事務局の責において変更することができます。

第14条（管轄裁判所）

LINK CLUBサービスに関連してアップルコンピュータもしくはLINK CLUB事務局と会員間の紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

1994年6月 現在

1998年8月

1998年8月号はみだし瓦版3ページ記載のリンククラブ・インターネット会員規約を転載します。

リンククラブ・インターネット会員規約

本規約は会員とリンククラブとの間における一切の關係に適用されます。リンククラブ・インターネットは当事務局が運営する端末接続形態のインターネットサービスです。当社は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)その他の法令の規定によるほか、当社が定めたこの会員規約に基づきリンククラブ・インターネットサービスを行ないます。

1. 会員

リンククラブ・インターネットは、マッキントッシュ・ユーザ・クラブ、リンククラブの会員を対象とするインターネットサービスです。事前、または同時にリンククラブ会員になることが必要です。所定の手続きにより申し込まれ、かつ当社の承認によりアカウントが発行されたものをリンククラブ・インターネット会員とします。以下の理由などにより、承認を取り消すことがあります。1) 規約違反を犯した場合 2) 申し込み内容等に虚偽が認められた場合 3) 利用料金支払等を怠っている場合 4) IDパスワードを不正に使用した場合 5) リンククラブ・インターネットの運営、または業務等を妨害した場合 6) リンククラブ・インターネットのサービスを受ける権利を第三者に譲渡した場合 7) その他当社が会員として不適当と判断した場合 会員は個人の責任においてID、パスワードの管理を行なって下さい。会員の不適切な管理による損害に関して、当社は一切の責任を負いません。もしID及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は速やかに当社までご連絡下さい。またリンククラブ・インターネットの利用、また利用できなかったことにより発生したいかなる損害に対しても当社は責任を負わず、かつ損害賠償などの義務のないものとします。会員はリンククラブ・インターネットのサービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。会員が本規約に反して不正・違法行為を行なった場合、当社は当該会員に対して損害賠償を行なうことができます。リンククラブ・インターネットの利用にあたって、会員がリンククラブ・インターネットの業務・サービスに対して過大な負荷を生じる行為をした場合、その会員の利用を制限することがあります。会員は住所などの変更が発生した場合、速やかに所定の手続きに基づいてその旨を当社まで連絡するものとします。

2. リンククラブ・インターネットに関して

最低1ヵ月前の会員への事前連絡により、リンククラブ・インターネットのサービス品目、諸条件、運用、会員規約、その他内容等を変更・廃止する場合があります。会員はこれを承諾するものとします。当社は最低1ヵ月の予告期間の後に、リンククラブ・インターネットのサービスを停止することができます。但し緊急止むを得ない場合においてはこの限りではありません。リンククラブ・インターネットは以下の理由等によって一時サービスを中断することがあります。1) 不定期・または定期的な保守・点検を行う場合 2) 火災・停電等による不可抗力によるシステム停止の場合 3) 地震・洪水等の天災によるシステム停止の場合 4) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止することによりサービス提供が困難になった場合 5) その他当社が一時的な中断を必要とした場合

3. ニュース・メール等の利用に関して

文章・ソフトウェア・情報等の公開・伝送に関して著作権及びその他の権利を害してはなりません。会員がリンククラブ・インターネットのホームページ等に登録した文章及び情報が、当社が公共性を害していると判断した場合(公序良俗に反する場合、プライバシーを侵害する場合等)、事前の通告なしに削除できるものとします。その他当事務局が不適当と判断した発言及び書き込み等は理由の如何を問わずいつでも削除できるものとします。メールに関して当社の定める期間(原則として1ヵ月)を超えた越えた場合、当社が公共性を害していると判断した場合(公序良俗に反する場合、プライバシーを侵害する場合等)、そのサービスの利用を停止することがあります。また非営利団体や学術研究機関のメンバーやニュースグループに対し、商取引や営業行為に当たるメールを送信したり書き込みを行なうことはできません。尚その事実が発覚した場合、IDを取り消します。

4. 利用料金等に関して

1) 初期設定料、使用料はいかなる場合でも返却いたしません。(クーリングオフを除く) 2) 利用料金支払の怠り等が認められた場合、IDを取り消すことがあります。 3) 次回分以降(12ヵ月分)の月会費は開始月の2ヵ月前までに、リンククラブ入会時に会員が指定した口座から自動振替させていただきます。会員が契約期間を満了する場合には継続のための案内を電子メールにて送信いたします。 4) 会員がリンククラブ・インターネットの料金等を不正に逃れた場合その免れた額に加え、免れた額の2倍に相当する額を割り増し料金として当社は請求できるものとします。 5) 会員が当社に対して支払う額は、別に定められた料金等に消費税相当額(消費税法昭和63年法律第108号及び同法に

関する法令の規定に基づき、課税される消費税の額)を加算した額とします。6) その他利用料金等に関しての一切の変更を会員は承諾するものとします。

5.クーリングオフ

会員はリンククラブ・インターネット・サービスの利用開始後2週間以内であれば申し込みを取り消すことが可能です。取り消し希望の会員には料金を銀行振り込みにより1ヵ月以内に全額返金いたします。

6.会員規約は、事務局の判断により変更することができます。

1999年8月LC & LI規約

この頃は、ニューズレターに同封されている「はみだし瓦版」の3ページ目に毎回LI&LIC規約が記載されていた模様、2009年版とは全く別物である。

ちなみに、LC規約はどこにも記載されていなかった。

この8月号は、LC・LI申し込み時に「手続き完了するまでニューズレターを読んでお楽しみください」と、おまけで貰ったものである。

その後、ID・パスワードとアクセスポイントが書かれた紙と、ネット接続の手引きが一冊送られてきたが、その中には規約は一切入っていなかった。

が、1994年にLC会則がある所を見ると、どこかに掲載されていたのか・・・？

587 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/16(金) 23:26:59 ID:4o6DFny3

まとめの中の人がサルページしてきた昔の規約読んで、懐かしいのと同時に、思い出したことがある。

結論を先に言うと、

少なくとも俺の契約時にはLCに規約なんて無かったよ。

俺は1999年にLIの会員になったんだが、

当時、ちょっとしたトラブルがあった。

MacPeople見てオンラインでLI申し込んで

リンクラからアカウントとメアドをもらい、

むこうから接続マニュアルやLIの規約が送付され

ネット接続も完了し、HPの運用も始めて

そんなこんなで一ヶ月くらい経った頃か...

CGI・SSIの利用登録を申請した時だったか

ポスぺ用のメアドを申し込む時だったか、

向こうに会員番号を尋かれ、その時初めて

「LIを申し込むにはLC会員にならないといけない」とってことを知ったんだ。

...つまり、LC会員の申し込みをしてない俺にLIのサービスを提供してたわけ。

で、順番は逆になったが、後からLC会員になる手続きをすることになった。

手続きは電話で口頭で行われた為、「規約に同意」うんぬんは

手続きの行程上無かったことも思い出した。また、それ以降

LIの規約とは別にLCの規約が「文書として」送付されてきたことは無いので

...したがって、俺の場合、LCの契約に当たっての『規約』は無い。

今の俺はLIはとうに脱退済みなので

つまり、俺とリンクラの間に『規約』というものは一切無いことが判った。

1999.8はみだし瓦版もくじ

1999.8はみだし瓦版

1P...リンククラブおすすめセレクション

2~3P...会員限定プロバイダ リンククラブ・インターネット&リンククラブ・インターネットコネクション

4~5P...新規インターネット会員のためのISDN乗り換え作戦

ポケットボードプラス&TA・ルータ&モデム特別価格提供

こだわりの便利グッズ

6P...メーカー・販売店協賛 増設部品特集/信頼のNikon高画質デジカメ/スキャナーetc.

7P...NewPoweMacintoshG3絶好調!/ディスプレイ?新製品お買得ソフト

8P...YAMAHA CD-RW/CD-ROMの一台3役を快適にこなす優れもの

東京海上引受3年間一括保守保証制度 リンククラブメンテナンス

リンククラブ・インターネット(LI)

会員限定プロバイダ インターネットサービス加入のご案内

リンククラブ・インターネット

リンククラブ・インターネットでは、今後ともポケットロス0、

ビジー0を目指して積極的にネットワークの増強を行い、

快適なインターネット環境をご提供していきたいと考えております。

(アクセスポイント、通話料の説明のため中略)

リンククラブインターネットは、会員の声から生まれたプロバイダ、Macユーザの立場に立って、これからも充実のサービスをご提供していきます。時間を気にせず、インターネット

ご利用料金
完全固定料金制
月額使用料：1,600円(消費税別)
一年分一括払い
各種無料サービス付
初期設定料：6,000円(消費税別)
初年度のみ必要です

リンククラブ・インターネットコネクション(LIC)

リンククラブ・インターネットコネクション

日本全国から「自分の所にもAPを」という強い要望を多数いただき、その回答として生まれたのがリンククラブ・インターネットコネクションです。KDDIのインフラをリンククラブが利用できるような形でのサービスで、昨年秋スタートした29カ所に加え本年4月1日より全国33カ所の新APが一挙に追加オープンし、現在全国で合計62カ所のAPをお使いいただいております。時間を気にせず、インターネット

ご利用料金
完全固定料金制
月額使用料：2,000円(消費税別)
一年分一括払い
各種無料サービス付
初期設定料：3,000円(消費税別)
初年度のみ必要です

LI及びLIC会員規約

はみだし瓦版より誤字脱字、太字の箇所そのまま転載
LIC案内文に「昨年秋スタートした29カ所に加え」とあるので、この規約は1998年秋頃からか？

リンククラブ・インターネット及びリンククラブ・インターネットコネクション会員規約

本規約は会員とリンククラブとの間における一切の関係に適用されます。
リンククラブ・インターネット(以下LIと略す)及びリンククラブ・インターネットコネクション(以下LICと略す)は当事務局が運営する端末接続形態のインターネットサービスです。
当社は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)その他の法令の規定によるほか、当社が定めたこの会員規約に基づきLI及びLICサービスを行います。

1.会員

LI及びLICは、マッキントッシュ・ユーザ・クラブ、リンククラブの会員を対象とするインターネットサービスです。

事前、または同時にリンククラブ会員になることが必要です。
所定の手続きにより申し込みられ、かつ当社の承認によりアカウントが発行されたものをLI及びLIC会員とします。

以下の理由などにより、承認を取り消すことがあります。

- 1)規約違反をおかした場合
- 2)申し込み内容等に虚偽が認められた場合
- 3)利用料支払等を怠っている場合
- 4)IDパスワードを不正に使用した場合
- 5)LI及びLICの運営、または業務等を妨害した場合
- 6)LI及びLICのサービスを受ける権利を第三者に譲渡した場合
- 7)その他当社が会員として不適当と判断した場合

会員は個人の責任においてID、パスワードの管理を行ってください。
会員の不適切な管理による損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
もしID及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は速やかに当社までご連絡下さい。
またLI及びLICの利用、また利用できなかったことにより発生したいかなる損害に対しても当社は責任を負わず、かつ損害賠償などの義務のないものとします。

会員はLI及びLICのサービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。
会員が本規約に反して不正・違法行為を行った場合、当社は当該会員に対して損害賠償を行うことができるものとします。

LI及びLICの利用にあたって、会員がLI及びLICの業務・サービスに対して過大な負荷を生じる行為をした場合、その会員の利用を制限することがあります。
会員は住所などの変更が生じた場合、速やかに所定の手続きに基づいてその旨を当社まで連絡するものとします。

2.LI及びLICに関して

最低1ヵ月前の会員への事前連絡により、LI及びLICのサービス品目、諸条件、運用、会員規約、その他内容等を変更・廃止する場合があります、会員はこれを承諾するものとします。
当社は最低1ヵ月の予告期間の後に、LI及びLICのサービスを停止することができます。但し、緊急止むを得ない場合においてはこの限りではありません。

LI及びLICは以下の理由等によって一時サービスを中断することがあります。

- 1)不定期・または定期的な保守・点検を行う場合
- 2)火災・停電等による不可抗力によるシステム停止の場合
- 3)地震・洪水等の天災によるシステム停止の場合
- 4)第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止することによりサービス提供が困難になった場合
- 5)その他当社が一時的な中断を必要とした場合

3.ニュース・メール等の利用に関して

文章・ソフトウェア・情報等の公開・伝送に関して著作権及びその他の権利を害してはなりません。会員がLI及びLICのホームページ等に登録した文章及び情報が、当社が公共性を害していると判断した場合、(公序良俗に反する場合、プライバシーを侵害する場合等)、事前の通告なしに削除できるものとします。その他等事務局が不適当と判断した発言及び書き込み等は理由の如何を問わずいつでも削除できるものとします。

メールに関して当社の定める期間(原則として1ヵ月)を超えた越えた場合、当社が公共性を害していると判断した場合(公序良俗に反する場合、プライバシーを侵害する場合等)、そのサービスの利用を停止することがあります。

また非営利団体や学術研究機関のメンバーやニュースグループに対し、商取引や営業行為に当たるメールを送信したり書き込みを行うことはできません、尚その事実が発覚した場合、IDを取り消します。

4.利用料金等に関して

- 1)初期設定料、使用料はいかなる場合でも返却いたしません。(クーリングオフを除く)
- 2)利用料金支払の怠り等が認められた場合、IDを取り消すことがあります。
- 3)次回分以降(12ヵ月分)の月会費は開始月の2ヵ月前までに、リンククラブ入会時に会員が指定した口座から自動振替させていただきます。
会員が契約期間を満了する場合には継続のための案内を郵送にて送信いたします。
- 4)会員がLI及びLICの料金等を不正に逃れた場合その免れた額に加え、免れた額の2倍に相当する額を割増料金として当社は請求できるものとします。
- 5)会員が当社に対して支払う額は、別に定められた料金等に消費税相当額(消費税法昭和63年法律第108号及び同法に関する法令の規定に基づき、課税される消費税の額)を加算した額とします。
- 6)その他利用料金等に関しての一切の変更を会員は承諾するものとします。

5.クーリングオフ

会員はLI及びLICサービスの利用開始後2週間以内であれば申し込みを取り消すことが可能です。取り消し希望の会員には料金を銀行振り込みにより1ヵ月以内に全額返金いたします。

6.会員規約は、事務局の判断により変更することができます。

2000年～2001年冬のどこかでLICサービス終了された際に、LI&LIC規約から現在のLI規約に近いものに変更された？

2001年5月LI規約

541 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/12(月) 01:54:54 ID:vebkZaZS

俺が入会した2000年8月の「リンククラブ・インターネットサービス利用者規約」と今のを比べると「4.有効期間、利用料金等に関して」の2)

項がずいぶん違う。他の部分は語句の改訂が2、3カ所あるだけ。

改訂自体はある話だろうが、まるで今回の課金に備えたような

「予告なく云々」がいつ加わったかは気になる。

会員歴浅めの人、よかったら確認してみて。

(2000年8月)

サービス利用者は当事務局の定める初期費用および月間利用料(年払い)を支払うものとします。初年度以降の月間利用料(年払い)は原則として入会時にご指定の金融機関から、サービス開始月の前月に自動口座振替により支払うものとします。

(2009年1月現在)

サービス利用者は当事務局が別途定めるサービス料金を、クレジットカード決済またはご指定の金融機関からの自動振替により、支払うものとします。リンククラブは安全対策などの諸般の事情により、リンククラブが必要と判断した場合、臨時の料金を予告なく課金する場合があります。なお、すでに支払われた料金は一切払戻しいた

しません。また、この場合に発生するサービス利用者の損害について、直接、間接を問わずリンククラブは一切責任を負いません。

548 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/12(月) 02:28:31 ID:vebkZaZS

541だが、訂正。

引用元は入会した2000年8月に来たチラシかと思ってたが、
ニューズレター2001年5月号に入ってたチラシだった。

2002～2003年

ニューズレターに規約が掲載されなくなったのは2003年3月分～2003年8月分の間の模様。
2003年3月号付録のはみだし瓦版から利用者規約の掲載がないことを確認。

603 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/17(土) 01:30:52 ID:Pwz6pMJJo

まとめページにも上がっている2001年5月の規約について書いた者だけど、
元資料の「チラシ」は正確には「はみだし瓦版」だ。
ウチに残る限られた「はみだし瓦版」バックナンバーで探してみると、
2003年1・2月の分には、2001年5月と同じ内容のLI規約が掲載されている。
ところが2003年9月の分には、もう規約は掲載されていない。
2003年の分はこの2つだけ残ってて、迎れるのはここまでだが、
この年はオンラインサインアップ、ADSLが普及し、光が出だした時期で、
俺自身、クレカ支払いを始めた。規約も変わっているはずだ。
この時期以降の規約についての書き込みはまだ出てこないけど、
手続きのオンライン化で、紙の規約自体なくなってしまったんだらうか？
そうだとしたら、けっこう恐ろしい事だと思う。
もっとも、これは推測で、紙の規約も出されているのかもしれない。
持っている人にはぜひ紹介してほしいね。

607 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/17(土) 02:12:08 ID:M9EtVpsf

LC会員、LIとPLANET利用経験ありですが昨年解約して、課金がなかった436です。
はみだし瓦版の規約ですが、手元に何冊が残っているのを見つけたので、
2002年10月の瓦版にはまとめwikiの2001年5月の一節と同じものが掲載されています。
2003年10月のものには規約はもう掲載されていません。
最近のものが見つからないか探してみます...

メモ

初期の頃の会費は年間210円だったらしい

28 名前：名無しさんに接続中... 投稿日：2009/01/21(水) 11:34:49 ID:ey4Vjfa1

紙媒体のみの会員だから当初は関係ないと思っていた
メール普及前からの会員なのでメルアドも未登録だし。
口座残高調べて唾然（口座引き落としだった）
改めて紙媒体見たけど、11/12月号には記載なしだものな
8月号にも記載無かったから9/10月号にはあったのかなあ
当初は年間210円だったので惰性で続けてきたけど年会費も
いつのまにか3780円とか高くなっていたので、今回を機に脱退する。